

「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 9 月 14 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

金融庁においては、金融危機後の国際的な議論を踏まえ、投資家による格付への過度な依存を是正する観点から、金融商品取引法の改正を行うとともに関係内閣府令等の改正を検討しているところである。

今般、当該改正の一環として、「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」において規定されている外国証券情報の記載事項（「別表（第十二条関係）」）から、「格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称」が削られること等を受け、「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」（以下「特例規則」という。）の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

- (1) 「特例私売出し証券」の勧誘及び「特例外国証券売出し証券」の売り付けにあたり、顧客に交付する文書（情報）における記載事項から「格付及び格付機関」を外すため「特例規則」の別表部分から「格付及び格付機関」を削る。

（別表第 2、別表第 3、別表第 5、別表第 6、別表第 8-1、別表第 8-2、別表第 9、別表第 10-1、別表第 11、別表第 12、別表第 13、別表第 14、別表第 15、別表第 16）

- (2) 発行者情報については、これまで「信用ある格付機関」によるレポートを代替として使用することを認めていたが、「信用格付業者（金商法第 2 条第 36 項に規定する信用格付業者）」によるレポートの使用のみ認めることとする。

（別表第 5、別表第 6、別表第 7、別表第 8-1、別表第 8-2、別表第 9）

3. 施行の時期

この改正は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

以 上

「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」の改正について

平成22年9月14日
(下線部分変更)

新	旧
別表第1 外国株券 1. 発行者情報 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 決算期 ④ 発行済株式数 (注) 最近事業年度末(公表されていない場合は、その前事業年度末)の発行済株式数を記載すること。 ⑤ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 2. 証券情報 ① 株式の種類 (注) 普通株式、優先株式、後配株式、償還株式等の種類を記載すること。また、株主の権利が普通株式と異なる場合にはその内容を簡潔に記載すること。 ② 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 ③ 株価の推移 ④ 業績推移 イ 売上高 ロ 当期純利益 ハ 株主資本の額 (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度のものを記載すること。 ⑤ 1株当たり情報 イ 1株当たり当期純利益 ロ 1株当たり配当額 (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度の1株当たり情報を記載すること。 別表第2 外国転換社債型新株予約権付社債 1. 発行者情報	別表第1 外国株券 1. 発行者情報 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 決算期 ④ 発行済株式数 (注) 最近事業年度末(公表されていない場合は、その前事業年度末)の発行済株式数を記載すること。 ⑤ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 2. 証券情報 ① 株式の種類 (注) 普通株式、優先株式、後配株式、償還株式等の種類を記載すること。また、株主の権利が普通株式と異なる場合にはその内容を簡潔に記載すること。 ② 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 ③ 株価の推移 ④ 業績推移 イ 売上高 ロ 当期純利益 ハ 株主資本の額 (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度のものを記載すること。 ⑤ 1株当たり情報 イ 1株当たり当期純利益 ロ 1株当たり配当額 (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)を含む2事業年度の1株当たり情報を記載すること。 別表第2 外国転換社債型新株予約権付社債 1. 発行者情報

新	旧
(注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した転換社債型新株予約権付社債については、発行者情報の記載を省略することができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 決算期 ④ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ⑤ 主要な財務データ (注) 最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 発行日 ④ 発行額 ⑤ 転換の条件 (注) 国内企業発行の転換社債型新株予約権付社債については固定為替レートを含む。 ⑥ 転換により発行する株式の種類 ⑦ 転換請求期間 ⑧ 利率・利払日 ⑨ 償還期限・償還金額 (注) オプション条項が付されている場合は、その内容を記載すること。 ⑩ 受託会社又は預託機関 ⑪ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 ⑫ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑬ 他の債務との弁済順位の関係 (削 る)	(注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した転換社債型新株予約権付社債については、発行者情報の記載を省略することができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 決算期 ④ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ⑤ 主要な財務データ (注) 最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 発行日 ④ 発行額 ⑤ 転換の条件 (注) 国内企業発行の転換社債型新株予約権付社債については固定為替レートを含む。 ⑥ 転換により発行する株式の種類 ⑦ 転換請求期間 ⑧ 利率・利払日 ⑨ 償還期限・償還金額 (注) オプション条項が付されている場合は、その内容を記載すること。 ⑩ 受託会社又は預託機関 ⑪ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 ⑫ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑬ 他の債務との弁済順位の関係 ⑭ <u>格付及び格付機関</u>
別表第3 外国新株予約権付社債 1. 発行者情報 (注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した新株予約権付社債については、発行者情報の記載を省略することができる。	別表第3 外国新株予約権付社債 1. 発行者情報 (注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した新株予約権付社債については、発行者情報の記載を省略することができる。

新	旧
① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 決算期 ④ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ⑤ 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 発行日 ④ 発行額 ⑤ 新株予約権の内容 イ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額 ロ 権利行使により発行する株式の種類 ハ 権利行使により発行する株式の発行価格 ⑥ 新株予約権の行使請求期間 ⑦ 利率・利払日 ⑧ 償還期限・償還金額 ⑨ 受託会社又は預託機関 ⑩ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 ⑪ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑫ 他の債務との弁済順位の関係 (削 る)	① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 決算期 ④ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ⑤ 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 発行日 ④ 発行額 ⑤ 新株予約権の内容 イ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額 ロ 権利行使により発行する株式の種類 ハ 権利行使により発行する株式の発行価格 ⑥ 新株予約権の行使請求期間 ⑦ 利率・利払日 ⑧ 償還期限・償還金額 ⑨ 受託会社又は預託機関 ⑩ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 ⑪ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑫ 他の債務との弁済順位の関係 ⑬ 格付及び格付機関
別表第4 外国新株予約権証券 1. 発行者情報 (注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した新株予約権証券については、発行者情報の記載を省略することができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 決算期	別表第4 外国新株予約権証券 1. 発行者情報 (注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が外国で発行した新株予約権証券については、発行者情報の記載を省略することができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 決算期

新	旧
④ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ⑤ 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 発行日 ④ 新株予約権の内容 イ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額 ロ 権利行使により発行する株式の種類 ハ 権利行使により発行する株式の発行価格 ⑤ 新株予約権の行使請求期間 ⑥ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。	④ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ⑤ 主要な財務データ (注) 最近事業年度(公表されていない場合は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 発行日 ④ 新株予約権の内容 イ 権利行使により発行する株式の払込金額の総額 ロ 権利行使により発行する株式の種類 ハ 権利行使により発行する株式の発行価格 ⑤ 新株予約権の行使請求期間 ⑥ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。
別表第5 普通社債 (単純キャッシュフロー型の企業金融型社債) 1. 発行者情報 (注1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した普通社債については発行者情報のうち②～④の記載を省略することができる。 (注2) 発行者情報については、<u>信用格付業者(金商法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)</u>による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 (注3) <u>信用格付業者</u>による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。④については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ④ 主要な財務データ	別表第5 普通社債 (単純キャッシュフロー型の企業金融型社債) 1. 発行者情報 (注1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した普通社債については発行者情報のうち②～④の記載を省略することができる。 (注2) 発行者情報については、<u>信用ある格付機関</u>による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 (注3) <u>信用ある格付機関</u>による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。④については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ④ 主要な財務データ

新	旧
(注) 最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 発行日 ④ 発行額 ⑤ 利率・利払日 ⑥ 償還期限・償還金額 ⑦ 受託会社又は預託機関 ⑧ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 ⑨ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑩ 他の債務との弁済順位の関係 (削 る)	(注) 最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 発行日 ④ 発行額 ⑤ 利率・利払日 ⑥ 償還期限・償還金額 ⑦ 受託会社又は預託機関 ⑧ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 ⑨ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑩ 他の債務との弁済順位の関係 ⑪ 格付及び格付機関
別表第6 仕組債 (利金、償還金に条件が付されている企業金融型社債) 1. 発行者情報 (注1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した社債については発行者情報のうち②～④の記載を省略することができる。 (注2) 発行者情報については、<u>信用格付業者</u>による当該格付に関するレポート（入手可能な最近発行のもの）をその代替として使用することができる。 (注3) <u>信用格付業者</u>による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。④については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ④ 主要な財務データ	別表第6 仕組債 (利金、償還金に条件が付されている企業金融型社債) 1. 発行者情報 (注1) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行した社債については発行者情報のうち②～④の記載を省略することができる。 (注2) 発行者情報については、<u>信用ある格付機関</u>による当該格付に関するレポート（入手可能な最近発行のもの）をその代替として使用することができる。 (注3) <u>信用ある格付機関</u>による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。④については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ④ 主要な財務データ

新	旧
(注) 最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 発行日 ④ 発行額 ⑤ 利率・利払日 (注) 利金の決定方法を記載すること。 ⑥ 償還期限・償還金額 (注) 償還金の決定方法を記載すること。 ⑦ 受託会社又は預託機関 ⑧ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 ⑨ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑩ 他の債務との弁済順位の関係 (削 る)	(注) 最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 発行日 ④ 発行額 ⑤ 利率・利払日 (注) 利金の決定方法を記載すること。 ⑥ 償還期限・償還金額 (注) 償還金の決定方法を記載すること。 ⑦ 受託会社又は預託機関 ⑧ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 ⑨ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑩ 他の債務との弁済順位の関係 ⑪ 格付及び格付機関
別表第7 特別目的会社の外国優先出資証券 1. 発行者情報 (注1) 発行者情報については、<u>信用格付業者</u>による当該格付に関するレポート（入手可能な最近発行のもの）をその代替として使用することができる。 (注2) <u>信用格付業者</u>による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。④、⑤については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 会社の目的 ④ 財務諸表又は資産の内容・負債総額 ⑤ 株主及び株主の権利 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 証券の形態及び基本的仕組み ③ 証券保有者の権利 (注) 議決権等の有無につき簡潔に記載するこ	別表第7 特別目的会社の外国優先出資証券 1. 発行者情報 (注1) 発行者情報については、<u>信用ある格付機関</u>による当該格付に関するレポート（入手可能な最近発行のもの）をその代替として使用することができる。 (注2) <u>信用ある格付機関</u>による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。④、⑤については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 会社の目的 ④ 財務諸表又は資産の内容・負債総額 ⑤ 株主及び株主の権利 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 証券の形態及び基本的仕組み ③ 証券保有者の権利 (注) 議決権等の有無につき簡潔に記載するこ

新	旧
と。 ④ 発行地 ⑤ 発行日 ⑥ 発行額 ⑦ 受託会社又は預託機関 ⑧ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 3. 管理資産及び関係者情報 ① 管理資産の内容及び性格 ② 管理資産に係る法制度の概要 ③ 管理資産の関係者 ④ 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬 ⑤ 管理資産の状況 別表第 8-1 特別目的会社の社債(1) 1. 発行者情報 (注 1) 発行者情報については、<u>信用格付業者</u>による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 (注 2) <u>信用格付業者</u>による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。④については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 会社の目的 ④ 資産の内容・負債総額 ⑤ 株主及び株主の権利 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 証券の形態及び基本的仕組み ③ 発行地 ④ 発行日 ⑤ 発行額 ⑥ 利率・利払日 (注) 利金の決定に条件が付されている場合には、その決定方法を記載すること。 ⑦ 償還期限・償還金額 (注) 償還金の決定に条件が付されている場合は、その決定方法を記載すること。	と。 ④ 発行地 ⑤ 発行日 ⑥ 発行額 ⑦ 受託会社又は預託機関 ⑧ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 3. 管理資産及び関係者情報 ① 管理資産の内容及び性格 ② 管理資産に係る法制度の概要 ③ 管理資産の関係者 ④ 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬 ⑤ 管理資産の状況 別表第 8-1 特別目的会社の社債(1) 1. 発行者情報 (注 1) 発行者情報については、<u>信用ある格付機関</u>による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 (注 2) <u>信用ある格付機関</u>による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。④については、保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 会社の目的 ④ 資産の内容・負債総額 ⑤ 株主及び株主の権利 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 証券の形態及び基本的仕組み ③ 発行地 ④ 発行日 ⑤ 発行額 ⑥ 利率・利払日 (注) 利金の決定に条件が付されている場合には、その決定方法を記載すること。 ⑦ 償還期限・償還金額 (注) 償還金の決定に条件が付されている場合は、その決定方法を記載すること。

新	旧
⑧ 受託会社又は預託機関 ⑨ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 ⑩ スワップのカウンターパーティーの名称 ⑪ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑫ 他の債務との弁済順位の関係 (削る) 3. 管理資産及び関係者情報 ① 管理資産の内容及び性格 (注) 管理資産が有価証券である場合には、次の事項を記載すること。 イ 証券の名称 ロ 発行総額 ハ 利率 ニ 償還期限 (注) 償還日を記載すること。 (削る) ホ 組入れ金額 ② 管理資産に係る法制度の概要 ③ 管理資産の関係者 (注) 原保有者及び信用補完者等の概要を記載すること。 ④ 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬 ⑤ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑥ 管理資産の経理状況 (注) 最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。 別表第8-2 特別目的会社の社債(2) 1. 発行者情報 (注1) 発行者情報については、<u>信用格付業者</u>による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 (注2) <u>信用格付業者</u>による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。④については、保証	⑧ 受託会社又は預託機関 ⑨ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 ⑩ スワップのカウンターパーティーの名称及び格付 ⑪ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑫ 他の債務との弁済順位の関係 ⑬ <u>格付及び格付機関</u> 3. 管理資産及び関係者情報 ① 管理資産の内容及び性格 (注) 管理資産が有価証券である場合には、次の事項を記載すること。 イ 証券の名称 ロ 発行総額 ハ 利率 ニ 償還期限 (注) 償還日を記載すること。 ホ 格付 ヘ 組入れ金額 ② 管理資産に係る法制度の概要 ③ 管理資産の関係者 (注) 原保有者及び信用補完者等の概要を記載すること。 ④ 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬 ⑤ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑥ 管理資産の経理状況 (注) 最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。 別表第8-2 特別目的会社の社債(2) 1. 発行者情報 (注1) 発行者情報については、<u>信用ある格付機関</u>による当該格付に関するレポート(入手可能な最近発行のもの)をその代替として使用することができる。 (注2) <u>信用ある格付機関</u>による格付がされていない場合には、協会員は発行者情報を作成・交付するものとする。④については、

新	旧
等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。	保証等の信用補完がなされている場合はその説明で代替とすることができる。
① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 会社の目的 ④ 財務諸表 (注) 要約して記載することができる。 設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の資産、負債及び資本の状況を明らかにすること。 ⑤ 株主及び株主の権利	① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 会社の目的 ④ 財務諸表 (注) 要約して記載することができる。 設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の資産、負債及び資本の状況を明らかにすること。 ⑤ 株主及び株主の権利
2. 証券情報	2. 証券情報
① 証券の名称 ② 証券の形態及び基本的仕組み (注) 発行者、原保有者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等についてその関係及び資金の流れ等について図表等により明瞭に記載すること。 ③ 発行地 ④ 発行日 ⑤ 発行額 ⑥ トラストティー ⑦ 支払代理人 ⑧ 引受人 ⑨ 利率・利払日 ⑩ 償還期限・償還金額 ⑪ 登録・保管制度 ⑫ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。	① 証券の名称 ② 証券の形態及び基本的仕組み (注) 発行者、原保有者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等についてその関係及び資金の流れ等について図表等により明瞭に記載すること。 ③ 発行地 ④ 発行日 ⑤ 発行額 ⑥ トラストティー ⑦ 支払代理人 ⑧ 引受人 ⑨ 利率・利払日 ⑩ 償還期限・償還金額 ⑪ 登録・保管制度 ⑫ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。
⑬ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。	⑬ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。
⑭ 他の債務との弁済順位の関係 (削る)	⑭ 他の債務との弁済順位の関係
⑮ 格付及び格付機関	⑮ 格付及び格付機関
3. 管理資産及び関係者情報	3. 管理資産及び関係者情報
① 管理資産（モーゲージ証券等）の内容及び性格 ② 管理資産に係る法制度の概要 ③ 管理資産の関係者 (注) 原保有者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。 ④ 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬 ⑤ 信用補完の内容	① 管理資産（モーゲージ証券等）の内容及び性格 ② 管理資産に係る法制度の概要 ③ 管理資産の関係者 (注) 原保有者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。 ④ 管理資産の管理、運用方法の概要及びその報酬 ⑤ 信用補完の内容

新	旧
(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑥ 管理資産の状況 a) 最近事業年度末の管理資産内容 (注) 設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。 b) 過去の計算期間毎の管理資産及びその運用状況 (注) 必要に応じ、会社設立以前の管理資産ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。	(注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑥ 管理資産の状況 a) 最近事業年度末の管理資産内容 (注) 設立後、最初の事業年度を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。 b) 過去の計算期間毎の管理資産及びその運用状況 (注) 必要に応じ、会社設立以前の管理資産ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。
別表第9 外国国債等及び国際機関債 1. 発行者情報 (注) 発行者情報については、<u>信用格付業者</u>による当該格付に関するレポート（入手可能な最近発行のもの）をその代替として使用することができる。 (1) 国又は地方公共団体の場合 ① 発行者の名称 ② 発行者の概要 (注) 位置・人口・経済動向・産業構造等を記載すること。 ③ 財政の概要 (2) 国際機関又は政府関係機関等の場合 ① 発行者の名称 ② 発行者の概要 (注) 設立根拠・資本構成・組織・業務の概況等を記載すること。 ③ 経理の状況 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 発行日 ④ 発行額 ⑤ 利率・利払日 ⑥ 償還期限・償還金額 ⑦ 受託会社又は預託機関 ⑧ 上場・非上場の区分 (注) 外国で上場している場合は、当該金融商品取引所の名称を記載すること。 ⑨ 担保又は保証に関する事項 ⑩ 他の債務との弁済順位の関係 (削 る)	別表第9 外国国債等及び国際機関債 1. 発行者情報 (注) 発行者情報については、<u>信用ある格付機関</u>による当該格付に関するレポート（入手可能な最近発行のもの）をその代替として使用することができる。 (1) 国又は地方公共団体の場合 ① 発行者の名称 ② 発行者の概要 (注) 位置・人口・経済動向・産業構造等を記載すること。 ③ 財政の概要 (2) 国際機関又は政府関係機関等の場合 ① 発行者の名称 ② 発行者の概要 (注) 設立根拠・資本構成・組織・業務の概況等を記載すること。 ③ 経理の状況 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 発行日 ④ 発行額 ⑤ 利率・利払日 ⑥ 償還期限・償還金額 ⑦ 受託会社又は預託機関 ⑧ 上場・非上場の区分 (注) 外国で上場している場合は、当該金融商品取引所の名称を記載すること。 ⑨ 担保又は保証に関する事項 ⑩ 他の債務との弁済順位の関係 ⑪ <u>格付及び格付機関</u>
別表第10－1 外国投資法人債券	別表第10－1 外国投資法人債券

新	旧
1. 証券情報 ① 銘柄名 ② 証券の形態等 ③ 発行地 ④ 発行日 ⑤ 発行額 ⑥ 利率・利払い日 ⑦ 償還期限・償還金額 ⑧ 受託会社又は預託機関 ⑨ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (削 除) ⑩ 日本以外の地域における販売 2. 発行者情報 ① ファンドに係る法制度の概要 ② ファンドの目的及び基本的性格 ③ 管理会社又は運用会社の自己資本の額 ④ ファンドの関係法人の概要 (注) 管理会社の他、ファンドの運営に関与する関係法人について、その名称及び関係業務の内容を簡潔に記載する。 ⑤ 投資の基本方針 ⑥ 投資制限 (注) 定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。 ⑦ ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ⑧ ファンドの運用状況 (注) 投資状況及び運用実績（純資産額の推移、配当（分配）状況）について記載する。 ⑨ ファンドの経理状況 (注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益計算書、投資有価証券明細票等を、要約して記載しても差し支えない。 別表第10-2 外国投資信託受益証券及び外国投資証券 1. 証券情報 ① ファンドの名称 ② ファンドの形態等 ③ 発行地 ④ 発行日 ⑤ 発行数及び発行総額 ⑥ 申込手数料 ⑦ 申込単位 ⑧ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 ⑨ 日本以外の地域における販売 2. 発行者情報	1. 証券情報 ① 銘柄名 ② 証券の形態等 ③ 発行地 ④ 発行日 ⑤ 発行額 ⑥ 利率・利払い日 ⑦ 償還期限・償還金額 ⑧ 受託会社又は預託機関 ⑨ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 ⑩ 格付及び格付機関 ⑪ 日本以外の地域における販売 2. 発行者情報 ① ファンドに係る法制度の概要 ② ファンドの目的及び基本的性格 ③ 管理会社又は運用会社の自己資本の額 ④ ファンドの関係法人の概要 (注) 管理会社の他、ファンドの運営に関与する関係法人について、その名称及び関係業務の内容を簡潔に記載する。 ⑤ 投資の基本方針 ⑥ 投資制限 (注) 定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。 ⑦ ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ⑧ ファンドの運用状況 (注) 投資状況及び運用実績（純資産額の推移、配当（分配）状況）について記載する。 ⑨ ファンドの経理状況 (注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益計算書、投資有価証券明細票等を、要約して記載しても差し支えない。 別表第10-2 外国投資信託受益証券及び外国投資証券 1. 証券情報 ① ファンドの名称 ② ファンドの形態等 ③ 発行地 ④ 発行日 ⑤ 発行数及び発行総額 ⑥ 申込手数料 ⑦ 申込単位 ⑧ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 ⑨ 日本以外の地域における販売 2. 発行者情報

新	旧
① ファンドに係る法制度の概要 ② ファンドの目的及び基本的性格 ③ 管理会社又は運用会社の自己資本の額 ④ ファンドの関係法人の概要 (注) 管理会社の他、ファンドの運営に関与する関係法人について、その名称及び関係業務の内容を簡潔に記載する。 ⑤ 投資の基本方針 (注) 当該外国投資信託受益証券又は外国投資証券の一口当たりの純資産額の変動率が、指数に連動するものである場合には、その旨及び当該指数の名称等を記載すること。 ⑥ 投資制限 (注) 定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。 ⑦ ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ⑧ ファンドの運用状況 (注) 投資状況及び運用実績（純資産額の推移、配当（分配）状況）について記載する。 ⑨ ファンドの経理状況 (注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益計算書、投資有価証券明細票等を、要約して記載しても差し支えない。	① ファンドに係る法制度の概要 ② ファンドの目的及び基本的性格 ③ 管理会社又は運用会社の自己資本の額 ④ ファンドの関係法人の概要 (注) 管理会社の他、ファンドの運営に関与する関係法人について、その名称及び関係業務の内容を簡潔に記載する。 ⑤ 投資の基本方針 (注) 当該外国投資信託受益証券又は外国投資証券の一口当たりの純資産額の変動率が、指数に連動するものである場合には、その旨及び当該指数の名称等を記載すること。 ⑥ 投資制限 (注) 定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。 ⑦ ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ⑧ ファンドの運用状況 (注) 投資状況及び運用実績（純資産額の推移、配当（分配）状況）について記載する。 ⑨ ファンドの経理状況 (注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益計算書、投資有価証券明細票等を、要約して記載しても差し支えない。
別表第10-3 外国ETF 1. 証券情報 ① ファンドの名称 ② ファンドの形態等 ③ 発行地 ④ 発行日 ⑤ 発行数及び発行総額 ⑥ 売買単位 ⑦ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 2. 発行者情報 ① ファンドに係る法制度の概要 ② ファンドの目的及び基本的性格 ③ 管理会社又は運用会社の自己資本の額 ④ ファンドの関係法人の概要 (注) 管理会社の他、ファンドの運営に関与する関係法人について、その名称及び関係業務の内容を簡潔に記載する。 ⑤ 投資の基本方針 (注) 当該外国投資信託受益証券又は外国投資証券の一口当たりの純資産額の変動率が連動する指数の名称等を記載すること。 ②に同様の内容を記載している場合は記	別表第10-3 外国ETF 1. 証券情報 ① ファンドの名称 ② ファンドの形態等 ③ 発行地 ④ 発行日 ⑤ 発行数及び発行総額 ⑥ 売買単位 ⑦ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 2. 発行者情報 ① ファンドに係る法制度の概要 ② ファンドの目的及び基本的性格 ③ 管理会社又は運用会社の自己資本の額 ④ ファンドの関係法人の概要 (注) 管理会社の他、ファンドの運営に関与する関係法人について、その名称及び関係業務の内容を簡潔に記載する。 ⑤ 投資の基本方針 (注) 当該外国投資信託受益証券又は外国投資証券の一口当たりの純資産額の変動率が連動する指数の名称等を記載すること。 ②に同様の内容を記載している場合は記

新	旧
載を省略することができる。 ⑥ 投資制限 (注) 定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。 ⑦ ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ⑧ ファンドの運用状況 (注) 投資状況及び運用実績（純資産額の推移、配当（分配）状況）について記載する。 ⑨ ファンドの経理状況 (注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益計算書、投資有価証券明細票等を、要約して記載しても差し支えない。	載を省略することができる。 ⑥ 投資制限 (注) 定款又は約款に定められた投資制限について、その内容を記載する。 ⑦ ファンド資産の管理の概要及びその報酬 ⑧ ファンドの運用状況 (注) 投資状況及び運用実績（純資産額の推移、配当（分配）状況）について記載する。 ⑨ ファンドの経理状況 (注) 直近2計算期間の貸借対照表、損益計算書、投資有価証券明細票等を、要約して記載しても差し支えない。
別表第11 外国貸付債権信託受益証券 1. 証券情報 ① 証券の名称 ② 信託受益証券の形態及び基本的仕組み等 ③ 発行総数及び発行総額 ④ 配当・利息金の支払方法及び償還の方法 ⑤ 発行価格 ⑥ 一単位の金額 ⑦ 発行日 ⑧ 償還日 ⑨ トラストティー ⑩ 引受人 ⑪ 支払代理人 ⑫ 登録・保管制度 ⑬ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 ⑭ 他の債務との弁済順位の関係 (削 る) 2. 信託財産情報 ① 資産（貸付債権）の内容及び性格 ② 信託及び貸付債権に係る準拠法及び法制度並びに税制の概要 ③ 信託及び貸付債権の関係者 (注) 原保有者、委託者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。 ④ 原保有者の債権貸付事業の概要 ⑤ 信託財産の管理、運用方法の概要及びその報酬 ⑥ 信用補完の内容 ⑦ 信託財産の経理状況	別表第11 外国貸付債権信託受益証券 1. 証券情報 ① 証券の名称 ② 信託受益証券の形態及び基本的仕組み等 ③ 発行総数及び発行総額 ④ 配当・利息金の支払方法及び償還の方法 ⑤ 発行価格 ⑥ 一単位の金額 ⑦ 発行日 ⑧ 償還日 ⑨ トラストティー ⑩ 引受人 ⑪ 支払代理人 ⑫ 登録・保管制度 ⑬ 主たる上場取引所又は登録金融商品取引業協会の名称 (注) 当該発行会社が発行した他の有価証券が、外国で上場等に該当する場合には、その旨及び当該取引所名等を記載すること。 ⑭ 他の債務との弁済順位の関係 ⑮ <u>格付及び格付機関</u> 2. 信託財産情報 ① 資産（貸付債権）の内容及び性格 ② 信託及び貸付債権に係る準拠法及び法制度並びに税制の概要 ③ 信託及び貸付債権の関係者 (注) 原保有者、委託者、アドバイザー、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。 ④ 原保有者の債権貸付事業の概要 ⑤ 信託財産の管理、運用方法の概要及びその報酬 ⑥ 信用補完の内容 ⑦ 信託財産の経理状況

新	旧
a) 最近の計算書類 (注) 設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の信託財産の内容を記載すること。 b) 過去の計算期間毎の財産及びその運用状況 (注) 必要に応じ、信託財産設定以前の貸付債権ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。 別表第12 海外CD 1. 発行者情報 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ④ 総資産額の世界順位 ⑤ 主要な財務データ (注) 最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 記名・無記名の別 ③ 発行地 ④ 預入日 ⑤ 発行単位 ⑥ 額面金額の総額 ⑦ 利率（割引率）・利払日 ⑧ 満期日 ⑨ 受託会社又は預託機関 ⑩ バックアップライン又は保証に関する事項 (削 る) ⑪ その他投資者にとって参考となる事項 別表第13 海外CP 1. 発行者情報 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ④ 主要な財務データ (注) 最近事業年度（公表されていない場合	a) 最近の計算書類 (注) 設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の信託財産の内容を記載すること。 b) 過去の計算期間毎の財産及びその運用状況 (注) 必要に応じ、信託財産設定以前の貸付債権ポートフォリオ及びその運用成績に言及しても差し支えない。 別表第12 海外CD 1. 発行者情報 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ④ 総資産額の世界順位 ⑤ 主要な財務データ (注) 最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 記名・無記名の別 ③ 発行地 ④ 預入日 ⑤ 発行単位 ⑥ 額面金額の総額 ⑦ 利率（割引率）・利払日 ⑧ 満期日 ⑨ 受託会社又は預託機関 ⑩ バックアップライン又は保証に関する事項 ⑪ 格付及び格付機関 ⑫ その他投資者にとって参考となる事項 別表第13 海外CP 1. 発行者情報 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ④ 主要な財務データ (注) 最近事業年度（公表されていない場合

新	旧
は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 振出日 ④ 券面総額 ⑤ 引受人 ⑥ 利率・利払日 ⑦ 支払期日 ⑧ バックアップライン又は保証に関する事項 (削る) ⑨ その他投資者にとって参考となる事項	は、その前事業年度)に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 振出日 ④ 券面総額 ⑤ 引受人 ⑥ 利率・利払日 ⑦ 支払期日 ⑧ バックアップライン又は保証に関する事項 ⑨ 格付及び格付機関 ⑩ その他投資者にとって参考となる事項
別表第14 特別目的会社の海外CP (特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条第3号に規定する資産流動化証券に該当する海外CP) 1. 発行者情報 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ④ 主要な財務データ (注) 最近事業年度 (公表されていない場合は、その前事業年度) に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 証券の形態及び基本的仕組み (注) 発行者、原保有者、管理資産の管理を行う者、サービス及び信用補完者等についてその関係及び資金の流れ等について図表等により明瞭に記載すること。 ③ 発行地 ④ 振出日 ⑤ 券面総額 ⑥ 引受人 ⑦ 利率・利払日 ⑧ 支払期日 ⑨ バックアップライン又は保証に関する事項 (削る) ⑩ その他投資者にとって参考となる事項 3. 管理資産及び関係者情報 ① 管理資産の内容及び性格	別表第14 特別目的会社の海外CP (特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第1条第3号に規定する資産流動化証券に該当する海外CP) 1. 発行者情報 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ④ 主要な財務データ (注) 最近事業年度 (公表されていない場合は、その前事業年度) に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 証券の形態及び基本的仕組み (注) 発行者、原保有者、管理資産の管理を行う者、サービス及び信用補完者等についてその関係及び資金の流れ等について図表等により明瞭に記載すること。 ③ 発行地 ④ 振出日 ⑤ 券面総額 ⑥ 引受人 ⑦ 利率・利払日 ⑧ 支払期日 ⑨ バックアップライン又は保証に関する事項 ⑩ 格付及び格付機関 ⑪ その他投資者にとって参考となる事項 3. 管理資産及び関係者情報 ① 管理資産の内容及び性格

新	旧
② 管理資産に係る法制度の概要 ③ 管理資産の関係者 (注) 原保有者、管理資産の管理者、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。 ④ 原保有者の事業の概要 ⑤ 管理資産の管理の概要及びその報酬 ⑥ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑦ 管理資産の経理状況 (注) 最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。	② 管理資産に係る法制度の概要 ③ 管理資産の関係者 (注) 原保有者、管理資産の管理者、サービサー及び信用補完者等の概要を記載すること。 ④ 原保有者の事業の概要 ⑤ 管理資産の管理の概要及びその報酬 ⑥ 信用補完の内容 (注) 担保、保証等の内容を簡潔に記載すること。 ⑦ 管理資産の経理状況 (注) 最近の計算書類を記載すること。ただし、設定後、最初の計算期間を終了していない場合は最近の管理資産の内容を記載すること。
別表第15 外国カバードワラント 1. 発行者情報 (注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行したカバードワラントについては発行者情報のうち②～⑤の記載を省略することができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 決算期 ④ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ⑤ 主要な財務データ (注) 最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 発行日 ④ 発行価額の総額 ⑤ オプションの内容 ⑥ オプションの行使請求の方法・条件 ⑦ 決済の方法 (削 る) ⑧ 当該カバードワラントの発行の仕組み ⑨ 上記以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項 ⑩ オプションの行使の対象が有価証券である場	別表第15 外国カバードワラント 1. 発行者情報 (注) 我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業が、外国で発行したカバードワラントについては発行者情報のうち②～⑤の記載を省略することができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 決算期 ④ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ⑤ 主要な財務データ (注) 最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 発行日 ④ 発行価額の総額 ⑤ オプションの内容 ⑥ オプションの行使請求の方法・条件 ⑦ 決済の方法 ⑧ 取得格付 ⑨ 当該カバードワラントの発行の仕組み ⑩ 上記以外の事項で、当該カバードワラントに係るオプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項 ⑪ オプションの行使の対象が有価証券である場

新	旧
合は当該有価証券の発行者の企業情報 (注) 当該発行者が我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業である場合は、会社名、対象となる有価証券の種類及び会社の概要を記載のみでよいこととする。 ⑪ 当該カバードワラントに関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報 イ 当該指数等の情報の開示を必要とする理由及び当該指数等の内容 ロ 当該指数等の推移（直近５年間の年別最高・最低値及び直近６月間の月別最高・最低値を記載）	合は当該有価証券の発行者の企業情報 (注) 当該発行者が我が国において開示が行われている有価証券を発行した企業である場合は、会社名、対象となる有価証券の種類及び会社の概要を記載のみでよいこととする。 ⑫ 当該カバードワラントに関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される指数等に関する情報 イ 当該指数等の情報の開示を必要とする理由及び当該指数等の内容 ロ 当該指数等の推移（直近５年間の年別最高・最低値及び直近６月間の月別最高・最低値を記載）
別表第16 外国預託証券	別表第16 外国預託証券
1. 原証券の発行者情報 (注) 原証券の発行者が発行した有価証券について我が国において開示が行われている場合には、原証券の発行者情報のうち②～⑤の記載を省略することができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 決算期 ④ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ⑤ 主要な財務データ (注) 最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 配当金・基準日等 (注) 原証券の種類に合わせ、適宜記載内容を変更する。 (例) 原証券が債券である場合は利率・利払日を記載する。 ④ 権利の内容 ⑤ 権利行使請求の方法・条件 (削 除) ⑥ 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容 ⑦ 当該預託証券の発行の仕組み	1. 原証券の発行者情報 (注) 原証券の発行者が発行した有価証券について我が国において開示が行われている場合には、原証券の発行者情報のうち②～⑤の記載を省略することができる。 ① 会社名 ② 本店所在地 (注) 本店所在地は国名を記載することによって代えても差し支えない。 ③ 決算期 ④ 事業内容 (注) 事業内容を簡潔に記載すること。 ⑤ 主要な財務データ (注) 最近事業年度（公表されていない場合は、その前事業年度）に係る総資産の額、負債の額、株主資本の額、売上高及び当期純利益の額を記載すること。 2. 証券情報 ① 証券の名称 ② 発行地 ③ 配当金・基準日等 (注) 原証券の種類に合わせ、適宜記載内容を変更する。 (例) 原証券が債券である場合は利率・利払日を記載する。 ④ 権利の内容 ⑤ 権利行使請求の方法・条件 ⑥ 取得格付 (注) 原証券が債券である場合のみ記載する。 ⑦ 当該預託証券に表示される権利に係る有価証券の内容 ⑧ 当該預託証券の発行の仕組み

新	旧
⑧ 上記以外の事項で、当該預託証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項	⑨ 上記以外の事項で、当該預託証券に係る権利につき投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項
⑨ 預託を受ける者の企業情報	⑩ 預託を受ける者の企業情報
付 則 この改正は、平成22年10月1日から施行する。	

以 上

「海外証券先物取引等に関するワーキング・グループ」設置要綱

平成22年8月30日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

近年の海外証券取引所の合従連衡の動きや新しい取引手法の導入などに伴い、海外証券取引所のデリバティブ取引制度が多様化してきていること等を踏まえて、本協会規則「海外証券先物取引等に関する規則」の見直しの検討を行うため、金融商品委員会の下部機関として「海外証券先物取引等に関するワーキング・グループ」を設置することとする。

2. 検討事項

海外証券先物取引等に関して以下の事項について検討する。

- (1) 証拠金の取扱いについて
- (2) 決済方法等の在り方について
- (3) 海外証券先物取引等口座設定約諾書の位置付け等について
- (4) その他

3. 構成

- (1) 本ワーキング・グループは10社程度の協会の役員等をもって構成する。
- (2) 本ワーキング・グループに主査を置く。
- (3) 本ワーキング・グループに副主査を置くことができる。
- (4) 本ワーキング・グループにオブザーバーを置くことができる。

4. 運営

本ワーキング・グループの検討状況等については、適宜、金融商品委員会に報告する。

5. 事務の所管

本ワーキング・グループの庶務は、本協会 自主規制本部 自主規制3部が担当する。

以 上

資料 9

「ATCワーキング・グループ」名簿

平成 22 年 9 月

日本証券業協会

主 査	大 崎 貞 和	(野村総合研究所 未来創発センター	主 席 研 究 員)
委 員	青 木 優 知	(三井住友銀行	投資銀行統括部 上 席 推 進 役
〃	宇 藤 康 浩	(メリルリンチ日本証券	コンプライアンス シニアヴァイスプレジデント
〃	大 谷 直 也	(大和証券キャピタル・ マ ー ケ ッ ツ	経営企画部 担当部長)
〃	小 川 豪 一	(東京証券取引所	考 査 部 総務・企画グループ グループリーダー
〃	川 本 哲 也	(大阪証券取引所	自主規制本部 自主規制総務グループ グループリーダー
〃	岸 田 吉 史	(野 村 証 券	経 営 企 画 部 戦 略 グ ル ー プ 次 長
〃	雑 賀 基 夫	(松 井 証 券	コンプライアンス グループリーダー
〃	坂 井 竜 裕	(特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん 相 談 セ ン タ ー (F I N M A C)	副 セ ン タ ー 長)
〃	武 井 一 浩	(西村あさひ法律事務所	パ ー ト ナ ー 弁 護 士
〃	永 沢 裕 美 子	(Foster Forum 良質な 金融商品を育てる会	事 務 局 長)
〃	森 中 寛	(光 証 券	代 表 取 締 役 社 長)
〃	山 脇 哲 也	(三菱UFJモルガン・ ス タ ン レ ー 証 券	経 営 企 画 部 経 営 企 画 課 長
〃	米 澤 康 博	(早稲田大学大学院	ファイナンス研究科教授)

以 上 14 名

(五十音順・敬称略)

未公開株勧誘被害防止対応について

平成 22 年 9 月 14 日

日本証券業協会

平成 21 年 9 月に本協会自主規制会議の下に「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」を設置しその対策を議論し、平成 22 年 1 月に「未公開株式の投資勧誘による被害防止に向けた具体的な方策について」報告書を公表した。

当該報告書では、未然防止策、情報集約、その他について具体的施策の提言が行われた。その内容及び実施状況は以下のとおり。

○ 報告書の提言と具体的施策の実施状況

報告書の提言	平成 22 年	実施状況
1. 未然防止策		
①リーフレットを作成し、投資セミナー等で配布するとともに、行政と連携してより多くの消費者の目に触れるように配布を行う。	3 月下旬 10 月	・ 行政が作成したリーフレットについて、協会員に配布 ・ リーフレットのリニューアル版を約 100 万部作成し、投資の日イベント、セミナー等で配布予定。 消費者庁を通じ高齢者へも配布予定
②ポスターを作成し、行政と協力して幅広く配布するとともに金融機関に対しても掲示を要請する。	3 月末	・ 約 5 万部作成。協会員や行政機関等に配布し、店頭などに掲示
③消費者向け講演会において、未公開株勧誘被害に対する注意喚起を行うとともに、正しい証券取引に対する知識の普及を行う。	6 月～ 8 月	・ 消費生活支援センター主催のセミナーでの講演や、地方自治体発行の機関誌などに寄稿
④相談を受ける者のために株式全般についての対応マニュアルを作成し、関係機関に配布する。	9 月	・ 作成中。9 月中に配布予定
2. 情報集約		
①協会内に未公開株勧誘被害に係る相談専用フリーダイヤルを設置し情報の一元化を図り、相談者へのアドバイスができる態勢にするとともに、集まった情報を行政に提供する。	4 月 1 日	・ 本協会内に未公開株通報専用コールセンターを設置 (フリーダイヤル 0120-344-999) ・ 相談件数、内容等は後述

報告書の提言	平成 22 年	実施状況
②行政は関係省庁と連携しつつ、より一層の取り組み強化を行う。	4 月以降	・ 金融庁、警察当局との連携を強化
③本協会内に関係機関からの株式知識の問合せ専用窓口を設置する。	1 月以降	・ 自主規制1部を窓口として、行政機関からの問合せに対応
3. その他 ・ 不適切な投資勧誘を排除するため、株式の自己募集や未公開会社の社債にかかる協会規則を検討する。	6 月 10 日 7 月 2 日	・ 「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正(案)のパブリック・コメントを募集 ・ 370 件のパブコメを頂いたことを踏まえ、改正規則の施行を延期し、あらためて議論することを公表。

○ 「未公開株通報専用コールセンター」に寄せられた情報の分析

- 4 月から 8 月までの相談件数は 2,345 件（1 日平均 20 件強）
- 相談者の約 5 割が 70 歳以上の高齢者で、60 歳代までを含めると約 8 割
- 男女比をみると、60 歳以上では男性の被害が多くなっている
- 未公開株被害の勧誘形態は、仲介者によるものが 60%、自己募集によるものが 40%
- 最近では、高利回りを謳った未公開会社の社債やイラク通貨ディナールなど外国為替取引を持ちかける詐欺（その他）も増加
- 勧誘手口は、電話だけで被害に遭っている方が 80%強、DM と電話の組み合わせも含めると 97%にのぼる
- 最近では、複数の人間が登場して一人の消費者を騙す劇場型と呼ばれる手口や公的機関、証券会社等を騙って消費者を安心させて取引させる手口の他に、未公開株を保有している消費者をターゲットにした二次被害が増加しているのが特徴

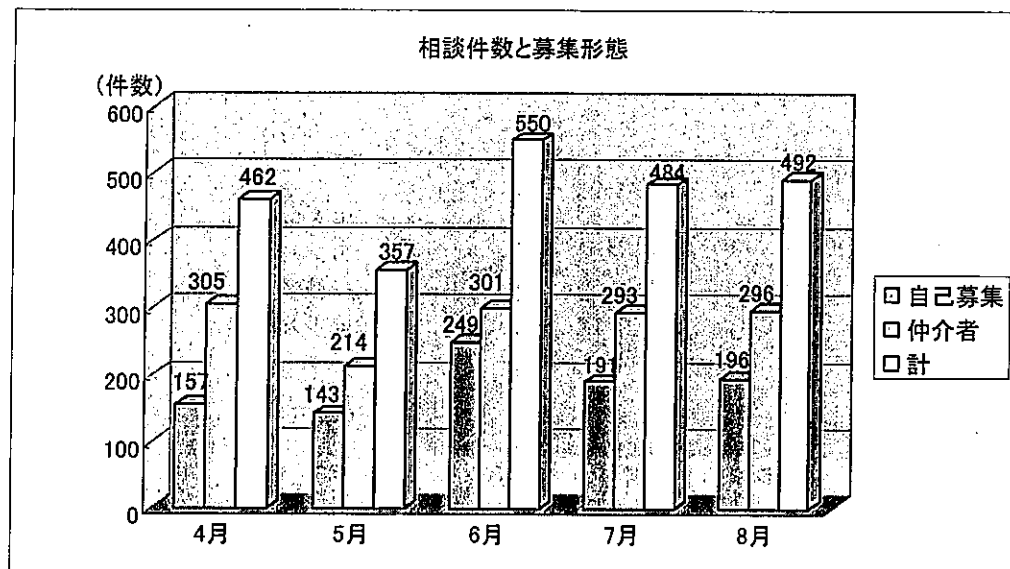
○ 今後の対応

- パブリック・コメントの募集を行った、「新規公開前に行われる不適切な自己募集を規制するための『有価証券の引受け等に関する規則』等の一部改正について（案）」については、いったん白紙に戻す。
- その上で、今なお拡大している未公開株被害の状況に鑑み、証券界として何ができるか引き続き議論し、未公開株勧誘被害防止に向けたさらなる対策の検討を進める。
- なお、パブリック・コメントで数多く寄せられたベンチャー企業育成や新興市場の活性化が必要との意見については、関係各方面の方と意見交換しながら、別途検討する。

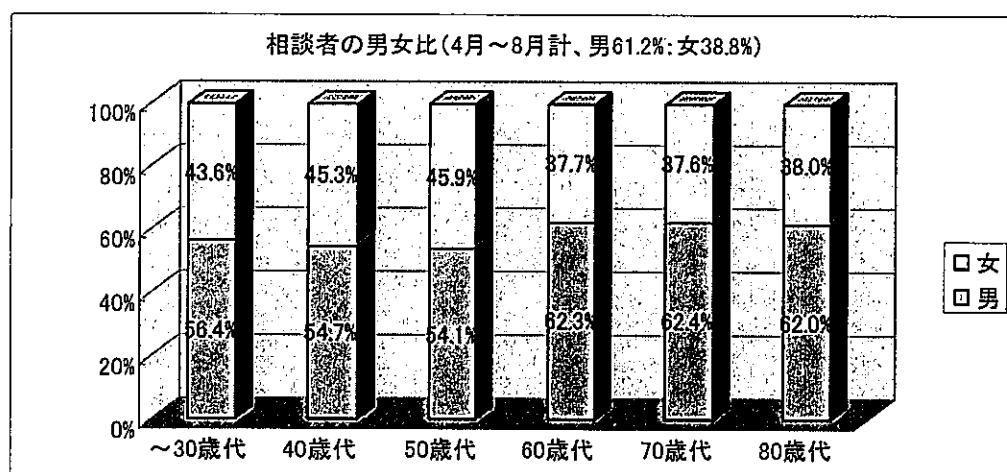
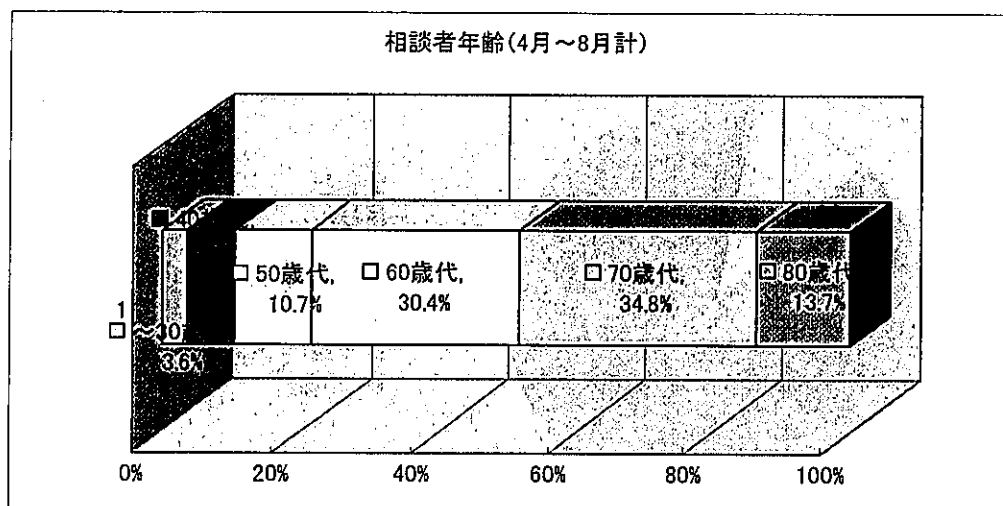
以 上

<参考>

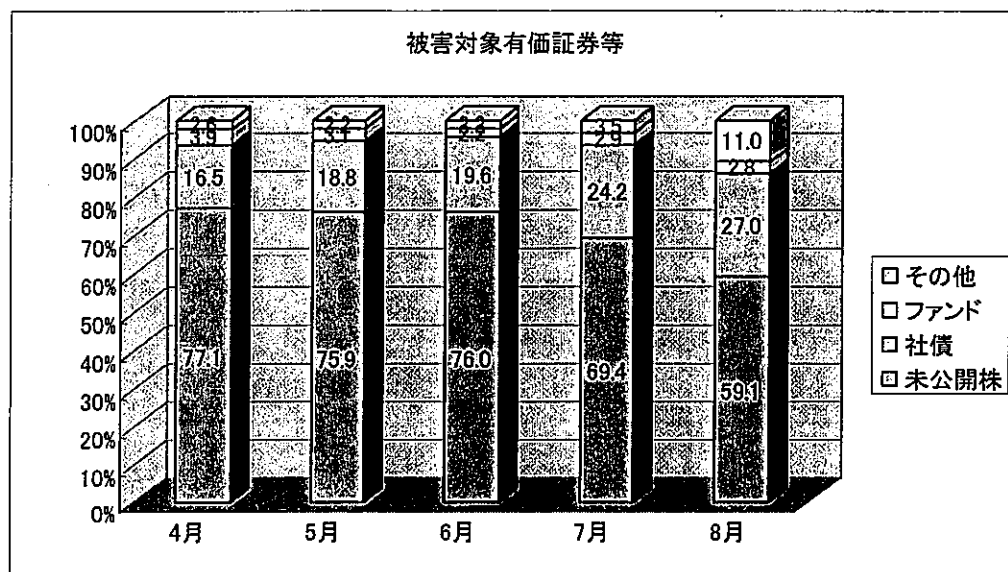
1. 相談件数と募集形態の推移



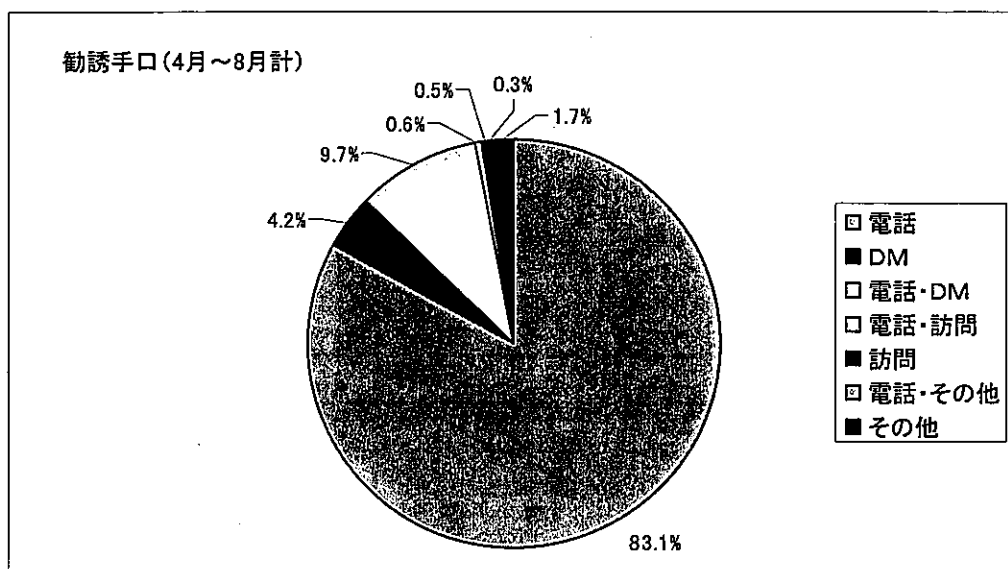
2. 相談者年齢



3.対象有価証券等

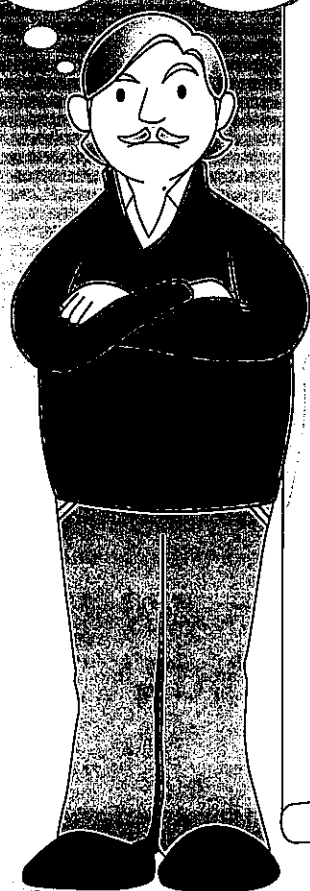


4. 勧誘手口



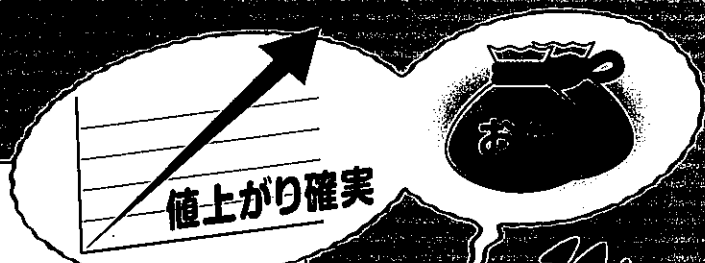
こんな「未公開株勧誘」にご用心!

うまい話には裏があるのでは…?



- ☒ 聞き覚えのない証券会社からの話ではないですか?
- ☒ 発行会社の自己募集形式ではないですか?
- ☒ 金融庁、消費者庁など行政機関等からの委託と言いつくろっていませんか?
- ☒ 勧誘を受けている未公開株をちょうど他の業者が「高値で買い取る」と言っていますか?

...



ひとつでもあてはまるなら…チョット待って!

そうです、これらは最近増えている勧誘手口の一例です。「上場間近」、「値上がり確実」などと言われ、いざ購入したら「発行会社に問い合わせると上場の予定はないと言われた」、「株券が届かない」といった未公開株勧誘詐欺に関する被害が拡大しています。少しでも「怪しい」と思われた場合には、取引を見合わせ、下記コールセンターに通報することをお勧めいたします。

アレ?と思ったら

未公開株通報専用コールセンター

フリーダイヤル



0120-344-999

[受付時間] 平日9:00~11:30、12:30~17:00 (日本証券業協会)

日本証券業協会

注意情報 HP (<http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/mikoukai.html>)

二次被害にもご注意ください！



少しでも不審に思った場合には、表記 日本証券業協会未公開株
通報専用コールセンターもしくは下記にご相談ください。

その他の相談窓口

- **金融庁**（金融サービス利用者相談室） ☎ 0570-016811
※ IP 電話・PHSからは03-5251-6811へ
注意情報HP (<http://www.fsa.go.jp/ordinary/mikoukai/index.html>)
- **警察庁**（警察総合相談電話番号） ☎ #9110（全国共通）
※ダイヤル回線及び一部のIP電話で不通の場合は、
都道府県警察の相談窓口 (<http://www.npa.go.jp/safetylife/soudan/madoguchi.htm>) へ
- **日本弁護士連合会**
各都道府県弁護士会の「法律相談センター」
(http://www.nichibenren.or.jp/ja/legal_aid/consultation/index.html) へ
- **消費者ホットライン** ☎ 0570-064-370
※全国の消費生活センター等 (<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>) へ
注意情報HP (http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/sn-20091203.html)

平成 22 年 9 月 13 日
金 融 庁

デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について

デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制¹等のあり方については、本年 1 月 21 日に公表した「金融・資本市場に係る制度整備について」を受け、苦情等の発生状況の収集・分析を行うとともに、自主規制機関や被害者側団体等とのヒアリング・意見交換等を行い、検討を行ってきた。

1. 見直しの方針

(1) 法令による不招請勧誘規制の見直し

不招請勧誘規制の対象範囲については、

- ①レバレッジが高いこと等、投資金額を上回る思いがけない損失を被ることがないか、といった商品性、
 - ②執拗な勧誘や利用者の被害の発生といった取引の実態、
 - ③強引な勧誘等に対し投資者の投資判断力が不十分であること等により、損失を被ることがないか、
- を総合的に勘案していく必要がある。

(2) 自主規制による販売勧誘ルール強化

不招請勧誘規制の対象としない場合であっても、投資者にとってリスク等が分かりにくい複雑な商品や、説明不足等に起因する苦情やトラブルが多数見られるような商品を販売勧誘する場合には、法令上の説明義務等に加え、自主規制ルールによって投資者保護の充実を図っていく必要がある。

2. 見直しの内容

今般、デリバティブ取引等に係る販売勧誘について、以下のとおり現状の規制をより一層強化し、投資者保護の充実を図ることとする。

¹ 不招請勧誘規制とは、契約の締結について勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、契約の締結の勧誘をする行為を禁止する規制をいう。

(1) 法令による不招請勧誘規制の見直し

個人顧客を相手方とする店頭デリバティブ取引²については、業者が自由に商品内容
を設計でき、価格の透明性も低く、投資者被害が発生しやすいため、継続的に取引を
行っている場合等を除き、法令によりその全般について不招請勧誘を禁止する。

(注)現状では、店頭金融先物取引(店頭FX取引等)についてのみ不招請勧誘が禁止。

(2) 自主規制による販売勧誘ルールの強化

〔①適合性の原則等の具体化(勧誘開始基準・合理的根拠適合性)〕

個人顧客にとって分かりにくい、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や
投資信託については、適合性の原則等を具体化する自主規制ルールの策定を求める。

(注)商品のリスク特性や顧客の性質に応じて勧誘を行うか否かの基準を設定(勧誘開始
基準)、投資者へ販売する商品としての適否を事前検証(合理的根拠適合性)など。

〔②顧客に対する説明の充実〕

イ. 優越的地位の濫用等に関するトラブルが多い法人向けの店頭デリバティブ取引
や、十分な説明が必要となる店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資
信託については、より一層の説明の徹底を図るために自主規制ルールの策定を求
める。

(注)(a)最悪シナリオを想定した損失の説明を適切に行う、(b)法人を相手方とする場合
に、優越的地位の濫用がないことの説明を適切に行う、(c)顧客からリスク等について
説明を受けた旨の確認(チェックシートの利用)を行う、など。

ロ. また、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債や投資信託について、広告
等の表示に関する自主規制ルールの策定を求める。

(注)「元本確保型」といった顧客に誤解を与えるおそれのある名称の使用の制限など。

ハ. 取引所におけるデリバティブ取引については、店頭取引とは異なり、周知性の
ある商品であり、取引所の取引価格は透明性が高く、複雑な商品は存在しないが、
投資者保護の一層の充実を図る観点から、自主規制ルールによりリスク説明の徹
底を図るための対応を求める。

(注)デリバティブ取引を行うETF(上場投資信託)については、投資金額を超える損失
が発生することはない、現状、複雑な商品は存在しないが、今後、上場されるETFの商品性
如何によっては、リスク説明を徹底。

² 店頭金融先物取引(店頭FX取引等)のほか、有価証券店頭デリバティブ取引(証券CFD取引等)等が対象とな
る。

〔③勧誘方法等に関する注意喚起文書の配布〕

デリバティブ取引全般や、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託については、自主規制ルールにより、

(a)不招請勧誘規制の適用関係

(b)リスクに関する注意喚起

(c)トラブルが生じた場合の金融ADR機関や証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）等の連絡先

等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書を配布し³、説明を行うことにより、顧客への注意喚起を行うとともに、金融商品取引業者等による法令違反を予防する。

(注) 上記(1)(2)については、特定投資家(プロ)を相手方とする取引を除く。

(参考) デリバティブを内包する仕組預金についても、投資者保護の一層の充実を図る観点から、上記の取組みを踏まえた対応を全国銀行協会等に促す。

3. その他

(1) デリバティブ取引、仕組債・投資信託の販売を行う第一種・第二種金融商品取引業者については、証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）において既に苦情処理・紛争解決支援の枠組みが出来ており、実効的な取組みを進めることとしている。また、金融ADRについても、金融商品取引法・銀行法等に基づく指定紛争解決機関の立ち上げに向けた取組みが進められているところである。

上記2. ③の注意喚起文書の配布等を通じて、これらの機関の周知が進むことによって、投資者保護の一層の充実が期待される。

(2) 以上の取組みを実施した上で、今後、苦情の状況や自主規制の実施状況等を注視することとし、必要に応じ見直しを適時に行っていく。

³ ネット取引の場合には電磁的方法による交付を可能とするほか、書面配布の趣旨を損なわない範囲で、円滑な取引に支障が生じることのないよう、自主規制において取引実態に応じた配布方法を検討。

デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について（概要）

見直しの内容

			考え方	対応方針	
店頭取引	個人	金融商品店頭デリバティブ取引	投資金額を超える損失が発生するなど、思いがけない損失発生のおそれ。	⇒	法令において不招請勧誘禁止。
	個人	仕組債・投資信託 (店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有するもの)	- 個人にとって商品性やリスクを理解しにくい。 - 勧誘の態様に係るものよりも、説明不足によるトラブルが多い。	⇒	適合性の原則等に基づく勧誘の適正化 ^(注) や説明責任等の徹底（最悪シナリオを想定した損失の説明、確認書（チェックシート）の利用等）を図る（自主規制）。
店頭取引	法人	- 金融商品デリバティブ取引 - 仕組債・投資信託 (店頭デリバティブ取引に類する複雑性を有するもの)	- 法人は一般に一定の投資判断力を有し、事業に伴うリスクをヘッジするため取引を行う場合もある。 - 勧誘の態様に係るものよりも、説明不足や優越的地位の濫用の問題によるトラブルが多い。	⇒	説明責任等の徹底（最悪シナリオを想定した損失の説明、優越的地位の濫用がないことの説明、確認書（チェックシート）の利用等）を図る（自主規制）。 ※ 店頭通貨オプション取引等については、現行法令上、法人も不招請勧誘規制の対象となっているが、これについては、トラブルがなお多くあり、引き続きこれを継続する。
取引所取引	個人法人	金融商品デリバティブ取引	一般に周知性のある商品であり、取引価格は透明性が高く、複雑な商品は存在しない。	⇒	リスク説明の徹底を図る（自主規制）。 （なお、ETFについては、今後の商品性如何によって、リスク説明の徹底を図る）

金融商品取引業者等は、

- ・ 不招請勧誘規制の適用関係、
- ・ リスクに関する注意喚起、
- ・ 金融ADR機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な注意喚起文書を交付・説明（自主規制）。

(注) 勧誘の適正化については、以下①②のような自主規制により適合性の原則等を具体化することを要請。さらに広告等の表示において誤解を生じさせることのないよう、自主規制を上乘せすることを要請（「元本確保型」等の名称を使用することを制限）。

①自主規制の定める基準に基づき、各社において、商品のリスク特性及び顧客の年齢、取引経験、主な収入・資産、投資目的等に照らした勧誘開始基準を定め、当該基準に合致した顧客に対してのみ勧誘。

②自主規制の定める基準に基づき、各社において、その参照対象となる株価指数等の変動率との対比で、商品の利回りが適切な水準かどうか等、商品の適切性（合理的根拠適合性）をチェック。

※特定投資家（プロ）を相手方とする取引を除く。

※デリバティブを内包する仕組預金についても、上記の取組みを踏まえた対応を全国銀行協会等に促す。

その他

- 金融商品デリバティブ取引、仕組債・投資信託の販売を行う第一種・第二種金融商品取引業者については、証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）において既に苦情処理・紛争解決支援の枠組みが出来ており、実効的な取組みを進めることとしている。金融ADRについても、金融商品取引法・銀行法等に基づく指定紛争解決機関の立ち上げに向けた取組みが進められている。上記注意喚起文書の配布等を通じて、これらの機関の周知が進むことによって、投資者保護の一層の充実が期待。
- 上記の取組みを実施した上で、今後、苦情の状況や自主規制の実施状況等を注視することとし、必要に応じ見直しを適時に行っていく。

自主規制におけるデリバティブ取引等規制の対応について

平成 22 年 9 月 15 日

日本証券業協会

金融庁から公表された「デリバティブ取引等に係る不招請勧誘規制等のあり方」を踏まえ、本協会において、デリバティブ取引等に関し、以下の事項について、速やかに自主規制での対応を検討することとしたい。

記

1. 勧誘における適合性原則の徹底

協会員各社において、対象となる商品のリスク特性及び投資家の属性等に照らして適切な勧誘を行うこと（勧誘開始基準を設けること）並びに投資家への販売の適否についての事前検証を行うこと（合理的根拠適合性の検証を行うこと）等による更なる適合性原則の徹底

2. 説明責任の徹底等

最悪シナリオを想定した損失の説明や優越的地位の濫用がないこと等の説明及びこれらの説明を受けた旨等、投資家から確認書を受け入れることなど、説明責任の徹底等

3. 投資家への注意喚起文書の交付

不招請勧誘規制の対象の別、損失発生の可能性に関する事項及びトラブルが生じた場合における ADR 機関等による苦情処理等を記載した投資家に対する注意喚起文書の交付

4. 広告等における商品名称等の記載の制限

商品性について、投資家に誤解を与えるおそれのある商品名称等の記載の制限

以 上

会長一任事項の報告（22. 5. 26～22. 9. 14）

平成 22 年 9 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 金融商品取引業者の加入【4社】

《平 22. 6. 30 承認》

- ・岩井証券設立準備株式会社（加入日：平 22. 7. 1）
- ・サクソバンク F X 株式会社（加入日：平 22. 7. 1）
- ・スパークス・アセット・マネジメント株式会社（加入日：平 22. 7. 1）

《平 22. 7. 15 承認》

- ・チャイエックス・ジャパン株式会社（加入日：平 22. 7. 16）

2. 金融商品取引業者の脱退【6社】

《平 22. 6. 30 承認》

- ・城南証券株式会社（脱退日：平 22. 6. 30）
- ・岩井証券株式会社（脱退日：平 22. 7. 1）
- ・I T G J a p a n L t d . （脱退日：平 22. 7. 9）

《平 22. 7. 30 承認》

- ・ケービーシー・ファイナンシャル・プロダクツ・ユーカー・リミテッド（脱退日：平 22. 7. 30）
- ・株式会社 E M C O M 証券（脱退日：平 22. 7. 30）

《平 22. 8. 31 承認》

- ・トレスナー・クラインオート（ジャパン）リミテッド（脱退日：平 22. 8. 31）

以 上